

青葉区公告第 77 号

公 示 送 達



次のとおり、書類の送達を受けるべき者の住所（所在地）等が不明である（法施行地でない）ので、介護保険法第143条及び地方税法第20条の2の規定により公示送達する。送達する書類は当区役所保険年金課に保管してあるので、いつでも送達を受けるべき者に交付する。

令和8年5月29日

横浜市青葉区長 中島 隆雄



送達を受けるべき者	氏名又は 名 称	川原木 博之 ほか12名 別紙一覧のとおり
送達する 書 類 名	横浜市介護保険料等充当通知書（令和8年2月送付分） 横浜市介護保険料等還付通知書（令和8年2月送付分） 横浜市介護保険料等還付通知書（令和8年3月送付分）	
(注意) 地方税法第20条の2第3項の規定により、掲示を始めた日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなす。		

公示送達 別紙

送達する書類名	送達を受けるべき者の氏名又は名称
横浜市介護保険料等充当通知書（令和8年2月送付分）	川原木 博之
横浜市介護保険料等還付通知書（令和8年2月送付分）	岩間 清春
	峰村 孝
横浜市介護保険料等還付通知書（令和8年3月送付分）	新藤 隆三
	木谷 裕
	小澤 綾乃
	氏家 玲子
	杉浦 恭
	物集女 幸生
	中田 美代子
	岩間 清春
	張 銀英
	物集女 玲子

赤文印